

太宰府市人権都市宣言

人は、生まれながらにして自由であり、人間として尊ばれ、平等に生きる権利を有している。

日本国憲法及び世界人権宣言に明示されている基本的人権の尊重とあらゆる差別の撤廃は、今や地球的規模で人類の大きな課題である。

しかし、私たちが生きている現代社会のなかには、部落差別をはじめとする様々な人権侵害の事象が存在をし、平和で明るい社会の存立を脅かしている。

よって、すべての市民の人権が等しく保障される地域社会の実現にむけて、一人ひとりが不断の努力を行うことを確認し、ここに本市を「人権都市」とすることを宣言する。

平成6年12月20日